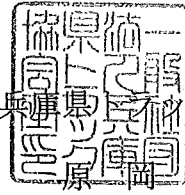


令和3年12月13日

兵庫県商工会議所連合会  
会 頭 家 次 恒 様

一般社団法人 兵庫県トラック協会  
会 長 謙



平素は、当協会運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国内貨物輸送の9割（トンベース）を占め、物流の重要な輸送機関として我が国のくらしと経済を支えるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

トラック運送業界においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という）により令和6年度から時間外労働の限度時間が適用されることを踏まえ、深刻な運転者不足により重要な社会インフラである物流が滞ることのないよう、長時間労働の是正をはじめとする労働環境の改善を行い、誰もが働きやすい労働環境を実現し、既存の運転者の定着や新たな人材の確保を図ることが急務となっています。

平成30年12月に議員立法により衆参両議院全会一致で可決された貨物自動車運送事業法改正の一つの大きな柱である「標準的な運賃」が運転者の労働条件の改善やトラック事業者が持続的に事業の健全な運営をするための指標として昨年4月に国土交通省が告示いたしました。

運転者の労働条件や取引環境の改善に取り組み、輸送の安全を確保し持続的に適正な事業運営をしていくためには、トラック事業者だけの取り組みだけではなく荷主企業様のご理解とご協力を得て適正運賃を収受することが必要となります。

さらに、前述のように、働き方改革関連法による対応を進めていく必要がある中、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営環境には大きな影響が出ています。

つきましては、持続可能な物流の実現に向けて、荷主とトラック事業者間で適正な運賃による取引がなされるために、貴団体傘下の荷主企業様に「標準的な運賃」や燃料費の上昇分を反映した運賃へのご理解とご協力について、広く周知いただきますようご配慮方よろしくお願いいたします。